

(改正後)

(改正前)

営農貯金規定

1. ～18. (省略)

19. (未利用口座管理手数料)

(1) ～ (2) (省略)

(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が0円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。

(4) ～ (6) (省略)

20. (省略)

以上  
(2024年4月1日現在)

営農貯金規定

1. ～18. (省略)

19. (未利用口座管理手数料)

(1) ～ (2) (省略)

(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。

(4) ～ (6) (省略)

20. (省略)

以上  
(2022年4月1日現在)